



週刊 税のしるべ

第3691号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

主な記事

- 社福法人の引継ぎに伴う送金で判決 2面
- 補助金の返還不要巡り文書回答 2面
- 非居住者の譲渡損繰越控除で文書回答 3面
- 男女間賃金差異等の公表義務拡大 4面

適用期限到来後のあり方を議論

事業承継税制の特例

中小企業庁は2月27日、今年に入って初の中小企業の親族内承継に関する検討会（座長＝柳川範之東京大学大学院教授）を開催した。この中で、令和8年度与党税制改正大綱で「9年度税制改正において結論を得る」とされた事業承継税制の特例措置の適用期限到来後のあり方について、事務局から方向性などが提示された。同検討会では今後も会合を重ね、4月以降に案の取りまとめを行い、9年度税制改正要請に盛り込むことを予定している。

事務局が方向性や論点を示す

3月5日に公表された期間（助走期間）と同検討会の資料による比較すると、贈与による承継の約6割の企業は、半年以上の助走期間を経て承継を実施を基準とし、その後5年間の売上高の推移をみると、贈与による承継の方が相対的に成長にプラスの影響を与えている。また、特例活用事業者のうち、後継者が1人だったのが全体の93・7%、2人だったのが同5・8%、3人が同0・6%で、後継者が複数だった割合は合計で6・3%にとどまった。

税制改正法案が衆院通過

年度内成立は依然見通せず

令和8年度予算案と8年度の国税、地方税の税制改正法案が13日、衆院本会議で可決され、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

社会保障国民会議

実務者会議に国民民主が参加

有識者会議座長は清家氏に

給付付き税額控除の導入や、その導入までのつなぎとして検討する食料品の時限的な消費税率ゼロを含めた社会保障と税の一体改革について議論する社会保障国民会議は12日、給付付き税額控除等に関する実務者会議（議長＝長川小野寺五典自民党税制調査会長）の初会合を開催した。政党内からは2月26日に開催

された親会議である社会保障国民会議にも参加している。また、特例活用事業者のうち、後継者が1人だったのが全体の93・7%、2人だったのが同5・8%、3人が同0・6%で、後継者が複数だった割合は合計で6・3%にとどまった。

改定等の事業者負担と必要な準備期間、引下げ・引上げに伴う経済への影響、財源の確保、社会保障や地方財政、市場への影響等、外食産業等への影響、農業・漁業関係者等、事業者の資金繰りに及ぼす影響、免税事業者等への影響などに係る諸課題について関係団体などにヒアリングを行い、整理した上で検討を進めるとしている。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

同日、参院に送付された。国税の税制改正法案は財務金融委員会に付託されてからわずか9日で可決されるスピード審議だった。衆院通過により高市早苗首相が意欲を示す。年度内成立に向けて一歩前進した。ただ、衆院は与党が3分の2以上の議席を占めるため、多少強引な国会運営も可能だったものの、参院での与党の議席は過半数割れしている。現時点では年度内成立は見通せておらず、目の離せない状況が続く。

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

令和8年版 相続税法基本通達逐条解説
甲斐裕也 編 ▼A5判・1200頁・定価5830円(税込)
相続税法基本通達全項目について前版(令和6年2月刊)以降の改正事項を網羅的に解説。
鈴木憲太郎・増尾裕之・松下武史・川瀬智広 共編
▼A5判・1390頁・定価6050円(税込)

令和8年版 所得税基本通達逐条解説
所得税法基本通達全項目について前版(令和6年2月刊)以降の改正事項を網羅的に解説。
和氣光 編著／北林隆明・齋藤文雄・高田具視・佐藤明弘・宮川博行 著
▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

令和8年版 消費税の実務と申告
インボイス制度における法人個人の申告書を正しく作成し、本書独自の内訳表により免税事業者等からの仕入れを具体例に基づき解説。
大蔵財務協会 編 ▼B5判・1770頁・定価6270円(税込)

令和7年版 法人税決算と申告の実務
ミスをしなないためのポイントとアドバイス
中小企業経営強化税制の拡充、新リース会計基準の対応など令和7年度税制改正等を解説。
橋本満男 著 ▼A5判・360頁・定価3080円(税込)

令和8年改訂版 中小企業経営強化税制の実務
中小企業の設備取得を支援する2税制を適用するための手引書。
植松香一 著 ▼B5判・620頁・定価4070円(税込)

七訂版 会社の解散・清算の法人税務
防衛特別法人税の取扱いなど、直近の税制改正に対応した最新版。
全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク 編

改訂版 認定支援機関事業再生専門家のための事業再生税務必携
全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク 編

中村慈美 監修／BGU税法倶楽部 著
▼A5判・270頁・定価2750円(税込)

経営者・経理担当者が知っておきたい税務・実務のポイント
中小企業の経営現場で迷いやすい税務論点をテーマ別に整理して解説。
中井啓之・三城夏子 共著
▼B5判・180頁・定価1870円(税込)

改訂版 事業主のための雇用関係助成金申請ガイド
雇用関係助成金の導入と活用ポイントをわかりやすく解説。
書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい。
TEL 03(3829)4141(代) FAX 03(3829)4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

社会福祉法人の引継ぎ巡る送金の収入該当性で地裁判決

送金の実質所得者は元理事長と認定

経緯、関係者の認識など総合的判断で処分は適法

社会福祉法人(本件法人)の理事長を務めていた納税者が本件法人の経営引継ぎに関連して、香港法人名義の口座に送金された金銭の収入該当性などを巡り、納税者の雑所得に当たるとして更正処分を受けた。これに対し、納税者が処分

27日、Aが代表取締役を務めていた内国法人の口座に24億円を送金し、同日、同口座からAが代表取締役を務めていた香港法人B社名義の口座に20億円が送金された。納税者は28

所得税法12条1項は、いわゆる実質所得者課税の原則を定めている。地裁は、本件20億円の

踏まえると、支払いの前提として納税者が本件法人の運営に協力することが予定されてい

米国とイスラエルのイランへの軍事作戦が始まって間もなく1か月。当初は比較的短期間で終結を予想する楽観的な見方もあったが、今のところ終わりは見えていない

納税者はクリニックを運営する医師である。28年3月に合意に至った。合意書には、①譲渡代金総額を42億円とする

月1日時点で、17人の評議員、8人の理事および2人の監事が置かれていたが、同日、納税者を含む12人の評議員、納税者を含む6人の理事および2人の監事

財務省は13日、日本政府とチェコ共和国政府が、両国間の租税条約(所得に対する租税

さらには廃止前の水準よりも値上がりしてしまつた★トランプ大統領の再就任、ある程度の混乱が起こることは想定して

文書回答 総収入金額不算入で問題なし

補助金返還不要確定後に固定資産を取得した場合

東京国税局はこのほど、事前照会があった「国庫補助金等の返還を要しないことが確定した年分後に固定資産

幼稚園を営む個人事業主が、幼稚園型認定こども園に移行するため、区から補助金の交付を受け、園舎を建て

取得に充てるための本件補助金は、工事の進捗状況に応じて各年度に交付されるものである

を、「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を用いて7年分の確定申告書に記載する、②8年分の

額不算入の制度の趣旨などからして、例えば、①については、7年分の確定申告書に一定の事項を記載する場合には、6年度確定分の本件補助金の額および7年度確定分の本件補助金の額の合計額に相当する金額を控除した金額をもって取得したものとみなして、同法第49条第1項に規定する償却費を計算する。

maruta 丸太運輸株式会社 代表取締役社長 高村 重好

SANYO Best New Machine 最高の新戦力。 どんどん三洋号が、面白くなる。

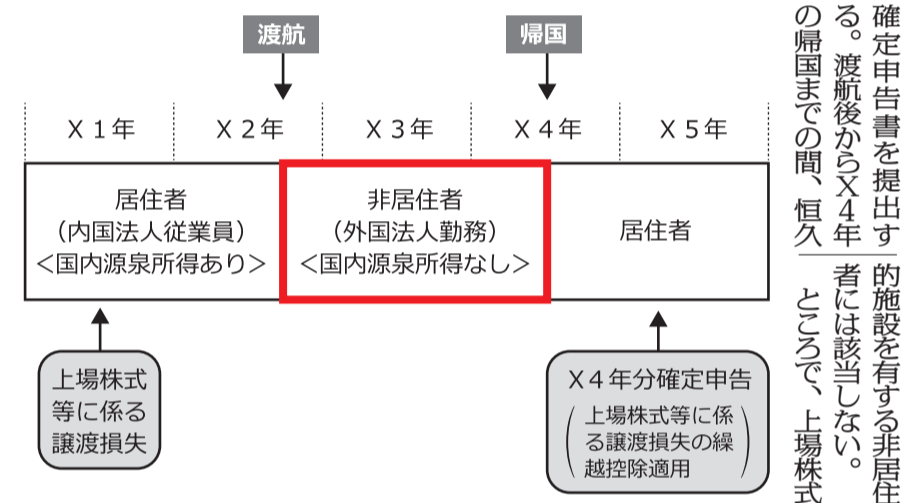
株式会社 マルエイ 代表取締役社長 澤田 栄一 代表取締役社長 澤田 正

損失申告書の提出可、連年提出要件を満たす

上場株式等の譲渡 損失の繰越控除適用 外国法人勤務で非居住者に

名古屋国税局は13日、事前照会のあった「非居住者となった場合の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用について(恒久的施設を有しない非居住者であった期間における損失申告書の提出の可否)」の文書回答を公表した。それによると、外国法人への勤務により非居住者となった場合の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用における「連年提出要件」について、租税特別措置法第37条の12の2第9項の規定により、恒久的施設を有しない非居住者であった期間についても損失申告書の提出は可能で、連年提出要件を満たすことができるとした。

事前照会の概要は以下のとおり。
私は内国法人の従業員であり、X1年に上場株式等に係る譲渡損失を発生させた。X2年の途中まで勤務していたが、X3年に帰国し、X4年以降は非居住者となる予定である。X4年の確定申告書において、X3年分の譲渡損失を繰越控除したい。X4年分の確定申告書にX3年分の譲渡損失を繰越控除する要件を満たすことができるか。



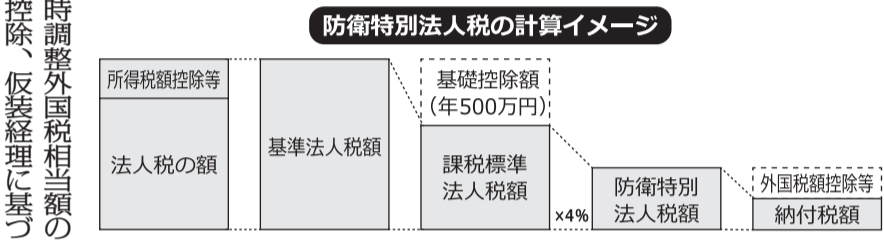
確定申告書を提出する。渡航後からX4年の帰国までの間、恒久的施設を有する非居住者には該当しない。ところで、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用には、措置法第37条の12の2第7項において、「居住者又は恒久的施設を有する非居住者」が、①上場株式等に係る譲渡損失が生じた年分の確定申告書を提出し、かつ、②その後も連続して確定申告書を提出しなければならぬ旨規定されている(連年提出要件)。

名古屋局が文書回答

防衛特別法人税 税額がゼロでも申告が必要

8年4月1日以後開始事業年度から

令和7年度税制改正法により防衛財源確保法が改正され、防衛特別法人税が創設された。これに伴い、8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となる。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとなっている。



課税標準法人税額(各事業年度の所得に対する法人税を課される法人の税額)を基礎として、500万円を控除した金額が課税標準となる。この課税標準に4%の税率を乗じて計算した金額が防衛特別法人税額となる。また、防衛特別法人税の額は、一定の税額控除を行うことができる。

課税標準法人税額(各事業年度の所得に対する法人税を課される法人の税額)を基礎として、500万円を控除した金額が課税標準となる。この課税標準に4%の税率を乗じて計算した金額が防衛特別法人税額となる。また、防衛特別法人税の額は、一定の税額控除を行うことができる。

軽減税率の対象となる給食の金額基準変更。令和8年6月1日から消費税率の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変更されることを案内するリーフレットを公表した。

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。
総合建設業 吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

土井忠ば漬本舗
【本社】〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店
電炊きまでごはん 土井
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

パスワード of AWES Clean
(空気) Air (水) Water (熱) Energy (土) Soil
イクイップメントのサポート商社 昭栄 株式会社
●本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

男女間賃金差異等の公表義務を拡大

4月から101人以上の企業で義務に

女性活躍推進法の改正により、令和8年4月1日から男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大される。これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付ける。企業規模ごとの改正後の公表項目は表のとおり。従業員数101人から300人の企業で、最初に男女間賃金差異と女性管理職比率を公表する時期は、4月決算法人の場合、概ね8年7月末までに公表となっている。

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表は、各企業が自社の状況を把握・公表すること、女性の活躍の実態を明らかにし、職場における男女間の格差を正し女性管理職の登用促進を図ることなどを目的としている。

女性活躍推進法における情報公表の必須項目

| 企業規模 | 改正前 | 改正後 |
|-----------|--------------------------------|--|
| 301人以上 | ・男女間賃金差異 ・①から1項目以上、②から1項目以上 | ・男女間賃金差異 ・女性管理職比率 ・①から1項目以上、②から1項目以上 |
| 101人～300人 | ・①と②の中から1項目以上 | ・男女間賃金差異 ・女性管理職比率 ・①と②の中から1項目以上 |

※①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績(7項目)、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績(7項目)

女性管理職比率の算出における管理職とは、「課長」と呼ばれている者であって、その組織が二係以上からなり上位の役職(役員を除く)の合計。課長級

認定件数は19万5000件超に

経営力向上計画 業種別は製造業が最多

中小企業庁は4日、令和8年1月31日現在の中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定状況について公表した。それによると、同日現在で19万5512件を認定し、認定先の内訳は、国税庁が2907件、経済産業省が8万7512件、国土交通省が6万3896件、農林水産省が1万9308件、厚生労働省が1万1558件だった。認定事業者を業種別に見ると、製造業が6万8321件と最も多く、続いて、建設業が5万3288件、卸・

小売業が1万8051件、学術研究、専門・技術サービス業が8307件、サービス業(他に分類されないもの)が8266件、医療、福祉業が8031件の順となっている。中小企業等経営強化法は、平成28年7月1日に施行され、「経営力向上計画」の認定を

生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切としており、自社のホームページへの掲載等でも差し支えないとしている。初回の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後概ね3か月以内に行う必要がある。例えば8年4月末に事業年度が終了する企業は概ね8年7月末まで、9年3月末に事業年度が終了する企業は概ね9年6月末までに公表となっている。その後も概ね1年に1回以上、最新の数値を公表する必要がある。そのほかには、える「事業分野と提出先」リストを更新した。経営力向上計画の提出先は事業の業種により異なり、製造業、建設業などそれぞれの事業分野を所轄する主務大臣となることから、事前にこの「事業分野と提出先」リストで確認できる。なお、不動産取得税の特例措置を受ける場合には、事業分野によらず都道府県が提出先となる。このため、同庁は都道府県の提出先については、各都道府県代表連絡先等へ問い合わせるよう呼び掛けている。

申告不要の金融所得を反映へ 法案提出、施行は公布後5年以内

政府は13日、健康保険法等の改正法案を閣議決定し、国会に提出した。同法案には高齢者の医療の確保に関する法律の改正案が含まれており、同改正案には、後期高齢者医療制度で上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等

の判定に公平に反映するため、金融所得の支払いに係る報告書等(法定調書)を金融機関等がオンライン上で後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設けることが盛り込まれている。政府は、税制による確定申告の有無により

被用者保険とのバランスなど検討すべき課題があるため、後期高齢者医療制度から先行して実施することとなった。源泉徴収のみで確定申告されていない上場株式の配当等の金融所得(申告不要を選択可能な金融所得)について、法定調書に基づき所得把握して後期高齢者医療制度で勘案する場

を計算することになる。結果、申告不要の金融所得のある後期高齢者では窓口負担等や保険料負担が増加するケースも出てくる。ただ、同規定の施行

日改正法案の成立、公布後5年以内の政令で定める日とされており、法案が成立しても、すぐに後期高齢者医療制度に反映されるわけではない。

制限時間が設けられる。利用できる日時は「情報リンク方式を利用したインターネットバンキングによる電子納税」が4月4日8時15分から23時まで。他方の「納税証明書の手数料等の電子納付」が4月4日9時から23時までとなっている。なお、情報リンク方式とは、「受信通知」や「納付区分番号通知」から収納機関番号や利用者識別番号などを入力する

来月4日に利用制限

ネットバンキングによる電子納税等で

国税庁は12日、「電子機器の保守作業に伴い、電子納税の一部の方式」及び「納税証明書の手数料等の電子納付」について利用制限

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

- 本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号 TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
- 中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号 TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
- 関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号 TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
- 関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号 TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
- 北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地 TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
- 九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号 TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

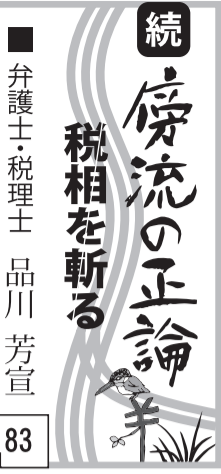
北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。



地方税法においては、土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の賦課期日における「価格」であり(同法349①)、その「価格」は、「適正な時価をいう。」(同法341五)と定めている。

この「適正な時価」の意義については、固定資産税が納税者の保有する固定資産について毎年課される保有税であるが故に、かつては、課税当局も、その保有による収益に対応した収益価格によるべきとして当該取引価格よりも相当に低額に評価してきた。しかし、昭和末期から平成初期にかけての土地バブルに対応するため地価税が導入されたことに伴い、課税当局は、平成6年度から、その「価格」を公示価格水準の7割で評価することとし、前年度比、全国平均で、5〜6倍、東京では10倍程度引き上げることにした。

そのため、それを不服として、未曾有の審査の申出があり、法廷でも「適正な時価」の解釈が数多く争われることになった。その中で、東京地裁平成13年3月30日判決や東京高裁平成14年10月29日判決のように、「固定資産税は、財産税であるが、我が国が敗戦直後に導入した富裕税(本編第66回参照)のように、個人が所有する財産の多寡によって税額を決定する人税ではなく、個人を離れた財産の収益に着目して課される物税であるから、「適正な時価」とは、標準的な収益を資本還元した価格(収益還元価格)によって評価されるべきである」と旨判示して、前述の7割評価した土地課税台帳の登録価格を取り消した事例もあった。

最判にも疑義④「適正な時価」

の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものであるから、上記の適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうと解される。したがって、土地課税台帳等に登録された価格が賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回れば、当該価格の決定は違法となる。

かくして、法廷における「適正な時価」の解釈論については、ピリオドを打つことになったが、それが適正か否かについては、多くの問題を残すこととなった。例えば、最近の都内の70㎡程度の中古マンションの平均的な取引価格(客観的な交換価値)は、1億円を超えているが、前掲の最高裁判決の考えによると、固定資産税(都市計画税を含む)の税率が1.7%であるから、その程度のマンションで毎年170万円の固定資産税を負担することになる。このような税負担は、平均的な年収家族や年金生活者に耐えることができるはずがなく、いかに最高裁判決が非現実的な判断を下したかが分かる。

もっとも、前掲の東京地裁判決が判示するような「収益還元価格」は、収益等の算定が困難であるため、実務的には、「土地の取引価格を基準として確立している地価公示価格を基準にする方が容易である」という考え方も理解できる。そうであれば、その客観的な交換価値に対応できるように、固定資産税の税率を大幅に引き下げればよいことである。

結局、地方税の課税当局は、前述の平成6年度評価換えが非現実的であったということと、相次いで、評価額の引き下げを凶る負担調整を余儀なくされており、地方税法において、住宅用地については、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とし、200㎡までは6分の1の額とする特例を設けるに至っている(同法349の3の2)。

以上のように、前掲の最高裁判決は、相続税法、所得税法及び法人税法上の「時価」又は「価額」が客観的な交換価値であると解されることに平仄を合わせたことであろうが、それらが取得税であり、固定資産税とは性格が異なることを見誤ったものと考えられる。

に要した費用の全額が当年分の必要経費になるのではありません。これらの種類、構造、用途などの別に定められた耐用年数に基づき計算した、その年分の減価償却費を必要経費に算入します(所法49)。例えば、令和7年1月に300万円で貨物自動車を購入し、同月から業務の用に供した場合で、減価償却の方法を届け出ていないときは、300万円×0.2(耐用年数5年の定額法の償却率)×12/12月=60万円を減価償却費として必要経費に算入します(所令125①ニイ)。同設定でも、耐用年数の全部を経過した中古車両を購入した場合は、耐用年数が2年(償却率は0.5)に短縮されますので、必要経費に算入する減価償却費は150万円になります(耐令3①二、⑤)。なお、取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産(一括償却資産)については、選択により取得に要した費用の3分の1を必要経費に算入することができます(所令139)。このほか、青色申告者が、パソコンなどの取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合は、計算明細書等を添付することでその全額を必要経費に算入することができる特例があります(措法28の2)。

③福利厚生費 従業員に対する社会保険料(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料など)のうち事業主が負担すべき法定福利費と、従業員の慰安のために要した厚生費(慶弔金、健康診断料、慰安旅行費、忘年会・新年会費など)は、必要経費に算入します。なお、慰安旅行に参加する従業員が青色事業専従者のみであるなど、その実態が家族旅行と異なるものでない場合は、かかる費用を必要経費に算入することは認められません(名古屋高判平7.3.30)。

原状回復に要した修繕費は必要経費に算入

資産価値を高める場合は資本的支出として減価償却

必要経費を考える

■税理士 日高 大開

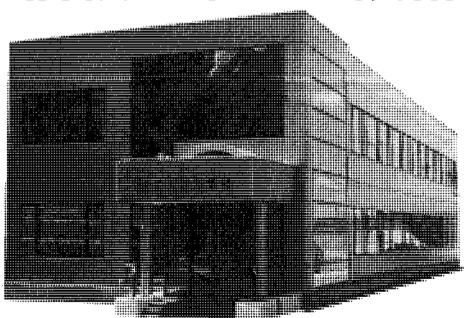
必要経費と勘定科目(4)

⑩修繕費 店舗や事業所の修繕、業務用車両、業務に使用する機械装置及び器具備品に対する修理や改良等で、現状を回復するために要した費用は必要経費に算入します。ただし、修理・改良等によってその資産の価値を高め、又は耐久性が増すと認められるような場合は、その部分は資本的支出として減価償却の対象となります(所令181、所基通37-10~37-14)。特に、大規模修繕については、見積書や請求書をもとに工事内容を十分に検討し、修繕費、資本的支出、共通経費(解体や足場の設置など)を区分整理した上で、修繕費(当年分の必要経費に算入する金額)を算出することになります。

⑪消耗品費 業務で使用する文房具などの事務用品費、業務用車両の利用に要したガソリン代のほか、工具・器具や什器備品のうち取得価額が10万円未満のもの(少額減価償却資産)は必要経費に算入します。なお一般に、100円ショップで購入した物品は、それが他の勘定科目に振り分けられるものでない限り、消耗品費として処理されるものと考えます。

⑫減価償却費 建物、機械装置、車両、工具・器具、什器備品などの固定資産は、減価償却資産に該当するため、その取得

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

地域に拓き、貢献する 優良企業

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市柳根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場 仙台
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

裁決事例集

279

裁決のポイント

繰戻還付請求書に記載された繰戻還付請求金額は、欠損事業年度の還付金額に含まれないと判断した事例。

審査請求人が、電子申告により法人税の確定申告書を提出するに当たり、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書をPDF形式で添付したところ、原処分庁が、還付請求書は提出されたものとは認められず、確定申告書に記載された還付金額が過大であるなどとして更正処分を行ったのに対し、請求人が、還付請求書は適法に提出されており、確定申告書の内容も適法であるなどとして、原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、繰戻還付請求書の提出とともに税務署長による必要な事項に係る調査を要し、直ちに還付金額が確定するものではないとして、請求を棄却した(令和7年3月12日付、非公開裁決)。

関係法令

(1) 法人税法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)第1項は、内国法人の青色申告書である確定申告書を提出する事業年度において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、確定申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、欠損金額に係る事業年度開始の日前1年以内を開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額に、いずれかの事業年度(還付所得事業年度)の所得金額のうち占める欠損事業年度の欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる旨規定している。

(2) 法人税法第80条第6項は、同条第1項の規定による還付の請求をしようとする内国法人は、繰戻還付請求金額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した「繰戻還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない旨規定している。

編集部編

欠損金繰戻還付は税務署長の調査を要するため、欠損事業年度の還付金に含まれず

1項の規定による還付の請求をしようとする内国法人は、繰戻還付請求金額、その計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した「繰戻還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない旨規定している。

(3) 法人税法第80条第7項は、税務署長は、繰戻還付請求書の提出があった場合には、その請求の基礎となった欠損金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした内国法人に対し、その請求に係る金額を限度として法人税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する旨規定している。

基礎事実等

請求人は、飲食店の経営等を目的とする合同会社である。

請求人は、令和4年2月1日から5年1月31日までの事業年度(5年1月期)の法人税について、青色の確定申告書をe-Taxにより、法定申告期限までに申告した。

請求人は、5年1月期を欠損事業年度、3年2月1日から4年1月31日までの事業年度を還付所得事業年度とし、繰戻還付請求金額を〇〇〇とする繰戻還付請求書をPDF形式にし、確定申告書の添付書類として、原処分庁に送信した。

原処分庁は5年12月26日付で、請求人に対し、繰戻還付請求書はPDF形式で送信されているため、原処分庁に提出されておらず、確定申告書に記載された還付金額が過大であるなどとして、5年1月期の法人税について更正処分をした。請求人は6年3月22日、更正処分を不服として審査請求をした。

争点は、本件繰戻還付請求書に記載された繰戻還付請求金額は、請求人の5年1月期の還付金額に含まれるか。

請求人の主張

繰戻し還付請求書をPDF形式により送信することで、還付の請求の効力が失われるとする法令上の規定はなく、請求

人は、繰戻還付請求書をPDF形式とし、欠損事業年度の確定申告書の提出期限まで電子申告により原処分庁に送信して受領された。

原処分庁の主張

繰戻還付請求書は、PDF形式により送信されており、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条(電子情報処理組織による申請等)第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で行われたものではないため、請求人が繰戻還付請求書を提出した事実はない。よって、繰戻還付請求書に記載された繰戻還付請求金額は、請求人の5年1月期の還付金額に含まれない。

審判所の判断

関係法令の各規定の定めからすると、欠損金の繰戻しによる還付は、提出された繰戻還付請求書について税務署長が必要事項に係る調査をした上で行われることになる。

この点、請求人は、繰戻還付請求書を欠損事業年度の確定申告書の提出期限までに原処分庁に適法に提出したとして、繰戻還付請求書に記載された繰戻還付請求金額は、請求人の5年1月期の還付金額に含まれる旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、欠損金の繰戻しによる還付に当たっては、少なくとも繰戻還付請求書の提出とともに税務署長による必要な事項に係る調査を要し、その調査をしたところにより還付することとなっていることからすれば、確定申告書に繰戻還付請求金額を記載することで直ちに還付金額が確定するものではない。

したがって、請求人が、繰戻還付請求書を欠損事業年度の確定申告書の提出期限までに原処分庁に提出しているか否かにかかわらず、繰戻還付請求書に記載された繰戻還付請求金額は、請求人の5年1月期の還付金額に含まれないと認められる。

注目の二冊

事業主のための

雇用関係助成金申請ガイド

(改訂版)

中井啓之/三城夏子 共著

労働者の雇用と労働環境の改善によって企業が成長を続けるために、助成金は非常に重要な役割を果たしている。しかし、助成金の制度は種類も多岐にわたるうえ、申請の手続きや条件を正しく理解するのは容易ではない。

本書は、厚生労働省の助成金のうち「事業主のための雇用関係助成金」にスポットを当て、各助成金の概要と申請要件のうち重要な部分を示すことで、受給の可能性のある助成金をピックアップすることを目的として解説。

具体的には、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、早期再就職支援助成金、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金、人材確保等支援助成金、通年雇用助成金、65歳超継続雇用促進コース、キャリアアップ助成金、両立支援等助成金、人材開発支援助成金、建設事業主等に対する助成金、障害者雇用納付金制度の助成金のコースなどを詳解。

各コースの事例も紹介しているほか、「年収の壁」にも言及している。

B5判、176ページ。定価1,870円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

～なみを超えろ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

川通り餅

ひろしま銘菓

御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町一丁目二一十三
TEL. 082-261-1414(代)
●直営店/e-kyo広島店
TEL. 082-261-1414

源泉所得税の不思議

■税理士 永田金司 ⑪

現物給与が課税されないとされる限度額が長年据え置かれていることと消費税の取り扱いが区々となっていること不思議

現物給与課税されると所得税のみならず、社会保険料の報酬の算定に含まれることもあってか、各種社員慰労会での値が張る景品の提供を躊躇している

その上で、所得税を課税しないとしているものの、①一定の限度額を定めて、その限度額以内の場合には課税しないもの(免税点方式)、②一定の限度額を定めて、その限度額を超えている場合には、その超えた部分を課税するもの(控除方式)があります。さらに、現物給与額を評価するに当たって、③価額を割引評価するもの、④消費税を含めて評価するもの、⑤含めずに評価して良いとするものがあります。

現物給与課税といっても適正かつ的確に適用するに当たっては、多岐にわたったの確認が必要となります。

図表のように、現物給与の取扱いを並べてみると、限度額が長年据え置かれ、かつ、取扱規定が区々となっています。また、消費税について具体的な

なぜ、現物給与の取扱いに今日的な見直し通達がまだなの？

る企業もあるようです。

一般に現物給与といわれているものの中には、①職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるものであるとの観点から課税を制限しているもの、②換金性に欠けるものとして課税制限しているもの、③受給者側に物品などの選択の余地がないことから課税を制限しているものがあります。

記述がないのは、支給する物品等によって消費税の扱いが異なるからだと理解できます。

免税点方式ですと、限度額を超えると全額が課税対象となり、本来の福利厚生としての効果がゼロになることが不思議な気がしますし、永年勤続記念品の個別通達も時が経過し、創業記念品の1万円も今日的ではないと思います。不思議です。

現物給与の取扱整理(国税庁刊、令和7年度「源泉徴収のあらまし」参考)

| 項目 | 課税扱いしない場合 | 免除点/控除方式 | 判定にあたっての消費税の扱い |
|-----------------------|---|----------|---|
| 永年勤続記念品等の支給(所基通36-21) | ①社会通念上相当 ②おおむね10年以上勤務(個別通達昭60.2.21直法6-4) 勤務25年以上10万円旅行券 勤務35年以上20万円旅行券 | 免税点方式 | 消費税について具体的な記述なし(記念品等によって異なるためか) |
| 創業記念品等の支給(所基通36-22) | ①社会通念上記念品としてふさわしいもの ②処分見込価額10,000円以下 ③おおむね5年以上の期間ごとに支給 | 免税点方式 | 10,000円を超えると実際の購入価額で評価10,000円を超えるかどうかは消費税を除いて評価 |
| 社員旅行(所基通36-30) | 社会通念上一般的に行われていると認められる旅行(昭63直法6-9、課法8-1) ①4泊5日以内 ②参加者が全従業員等の50%以上 | 免税点方式 | 消費税については具体的な記述なし |
| 通勤手当 | 通勤距離等に応じて個々に非課税限度額を規定 | 控除方式 | 消費税相当額を含む |

令和8年度 税制改正大綱を読む

■編集部編

11

消費課税

【2割特例の見直し】

インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置、いわゆる2割特例の終了後は、簡易課税制度への移行が原則となるが、インボイス制度の定着に向けて事務負担への配慮

がより必要と考えられる個人事業者については、課税事業者を選択してインボイス

ス発行事業者になっている場合、これまで2割特例の対象となっていた個人事業者も含め、その納税額を売上税額の3割とすることができ(経過措置(3割特例)を2年に限り講ずる。令和9年分、10年分申告において利用可能。

この3割特例を利用しない個人事業者や法人については、2割特例終了後も、業種ごとの実態を踏まえて

インボイス制度の経過措置を見直し 2割特例は個人に限り3割特例に

設定されたみなし仕入率を用いる簡易課税制度に移行することで、2割特例と実質的に同様の計算・申告方法により確定申告書の作成が可能としている。

消費者が支払った消費税相当分の一部が、本経過措置により、納税されずに事業者の収入になっており、また、本経過措置が小規模な国内事業者以外からの仕入れにも適用され、租税回避等にも利用されている実態が確認されていることも踏まえ、本経過措置は段階的に縮減することとする

具体的には、控除ができる割合については、令和8年10月からは7割、10年10月からは5割、12年10月からは3割と段階的に縮減していく、13年9月末をもってその適用を終了する。

また、本経過措置が租税回避等にも利用されていることを踏まえ、その防止を図る観点から、その課税期間における一の免税事業者等からの課税仕入れのうち本経過措置の対象とできる上限額を、現行の10億円から1億円に引き下げる。8年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度中の相続税及び贈与税の延納申請件数になります。

答え = , 0 件

ナンプレの予想難易度 : 6

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 8 | | | 3 | 5 | |
| 9 | | 3 | 5 | 4 | | 1 |
| | | 2 | | 8 | | 9 |
| 6 | | | | | C | |
| 5 | | 4 | | 1 | B | 6 |
| | A | | | | | 5 |
| 7 | 8 | | 9 | 4 | | |
| 9 | | 4 | | 2 | 7 | 1 |
| | | 5 | 1 | | | 9 |

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 3月29日(日)

前回の答え %

豊かな経験、確かな技術。

㊤ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087) 821-3913

園児60人にぜいきんの紙芝居上演

連部 問性 島性 広女



広島県間税会連合会女性部(田中岳子部長)はこのほど、広島市佐伯区のひろみ幼稚園(清川里佳園長)で、園児約60人を対象に紙芝居「あきくんとみじちゃん」のくらしとぜいきんの上演会を行った。園児たちは物語に引き込まれ、笑顔で楽しそうに聞き入っていた。

上演後は、今後の教育活動で活用してもらえるよう紙芝居を同園に贈呈した。同部では、次世代を担う子どもたちへの租税教育に力を入れており、より多く

紙芝居は幼稚園に贈呈

「いきん」の上演会を行った。紙芝居では、可愛らしいキャラクターが登場し、税金が暮らしの中でどのように役立っているかを分かりやすく紹介。園児たちは物語に引き込まれ、笑顔で楽しそうに聞き入っていた。

上演後は、今後の教育活動で活用してもらえるよう紙芝居を同園に贈呈した。同部では、次世代を担う子どもたちへの租税教育に力を入れており、より多く

中村隼人さんがスマホで申告体験

京橋署 銀座の歌舞伎座稽古場で

東京・京橋税務署(三井英昭署長)は2月4日、中央区銀座の歌舞伎座稽古場で歌舞伎俳優の中村隼人さんが、スマホで確定申告を体験するイベントを行った。中村さんは、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から、マイナンバー連携を利用したe-Tax送信デモンストレーションを行い、「自宅から確定申告をPR」。



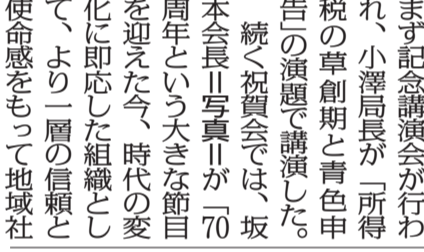
中村さんは、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から、マイナンバー連携を利用したe-Tax送信デモンストレーションを行い、「自宅から確定申告をPR」。

「自宅から確定申告をPR」。

中村さんは、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から、マイナンバー連携を利用したe-Tax送信デモンストレーションを行い、「自宅から確定申告をPR」。



その後、部員らは内田良宏署長から「スマホ申告」の重要性について話を聞いた。その後、部員らは内田良宏署長から「スマホ申告」の重要性について話を聞いた。



長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。

間税会との共催で実施した。同校吹奏楽部は、マーチングや吹奏楽の全国大会で金賞を数多く受賞している名門校。当日は、買い物客らで賑わう商店街で、主催団体の関係者が確定申告を呼び掛ける横断幕を掲げ、同部マーチングバンドとともにパレードを行った。その後、部員らは内田良宏署長から「スマホ申告」の重要性について話を聞いた。

長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。

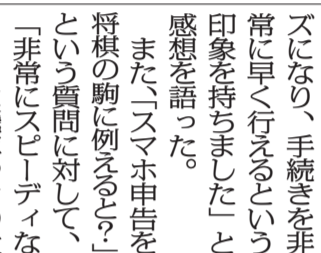
長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。

長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。長崎青商会が70周年記念講演会と祝賀会を開催した。

永世棋聖の佐藤九段がスマホ申告をPR

日本橋署

東京・日本橋税務署(松崎和巳署長)は2月6日、同署内で永世棋聖の佐藤康光九段が、マイナンバーカードでスマホ申告を体験するイベントを行った。佐藤九段は、スマホを使った確定申告を体験し、マイナンバーカードによるスマホ申告



佐藤九段は、スマホを使った確定申告を体験し、マイナンバーカードによるスマホ申告

佐藤九段は、スマホを使った確定申告を体験し、マイナンバーカードによるスマホ申告



佐藤九段は、スマホを使った確定申告を体験し、マイナンバーカードによるスマホ申告



市長、河村孝三鷹市長、白井亨小金井市長ら来賓多数が出席した。冒頭、荒井会長は、「間税会では『世界の消費税ファイル』を作成し、管内各市の中学校に配布しています。また、小学6年生を対象とした租税教室や、高校生に税の標語の募集を行っており、これによって税金に対する関心も出てくると思います。今年もさまざまな事業を考えておりますのでよろしくお願いたします」とあいさつした。引き続き、会員相互の親睦を深めながら、新年を祝った。

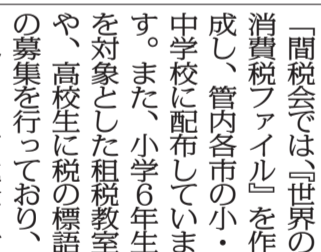
会に貢献していく」とあいさつした。この後、鏡開きや長崎を拠点に活動するCLANが中国の伝統芸能「変面ショー」を披露するなど、終始賑やかな祝賀会となった。キャッシュレス納付の体験会を実施

キャッシュレス納付の体験会を実施

武蔵野間税会が新春賀詞交歓会

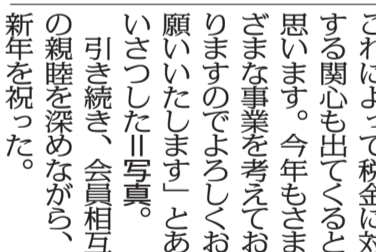
武蔵野間税会

東京・武蔵野間税会(荒井弘美会長)は2月4日、吉祥寺東急REIホテルで新春賀詞交歓会を開催した。当日は、武蔵野税務署の北村勝署長をはじめ、小美濃安弘武蔵野



武蔵野間税会(荒井弘美会長)は2月4日、吉祥寺東急REIホテルで新春賀詞交歓会を開催した。

武蔵野間税会(荒井弘美会長)は2月4日、吉祥寺東急REIホテルで新春賀詞交歓会を開催した。



武蔵野間税会(荒井弘美会長)は2月4日、吉祥寺東急REIホテルで新春賀詞交歓会を開催した。

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業

自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

江戸時代の人形専門家 人形の久月

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/箕面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを 久月人形学院 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180